

第四十八回国 参議院 商工委員会 會議録第七号

昭和四十年三月十一日(木曜日) 午前十時五十八分開会

委員の異動

三月九日

大谷藤之助君

補欠選任

中上川アキ君

三月十日

中上川アキ君

大谷藤之助君

出席者は左のとおり。

委員長

豊田 雅孝君

理事

委員

上原 正吉君

向井 長年君

植垣弥一郎君

大谷藤之助君

岸田 幸雄君

前田 久吉君

阿部 竹松君

榑 繁夫君

鈴木 一弘君

國務大臣

高橋 衛君

政府委員

経済企画政務次官

経済企画調整局長

通商産業政務次官

通商産業大臣官房長

伊東 隆治君

高島 節男君

村上 春蔵君

熊谷 典文君

通商産業省重工業局長

川出 千速君

通商産業省鉱山局長

大慈彌嘉久君

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件

○海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

本日は、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の説明を聴取いたしました。航空機工業振興法の一部を改正する法律案の補足説明を聴取いたし、さらに、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案の質疑を行なうことになりましたから御了承願います。

○委員長(豊田雅孝君) 昨日、本委員会に付託されました海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。高橋経済企画庁長官。

○國務大臣(高橋衛君) 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

途上にある地域における産業の開発事業に関し、必要な資金の貸し付け、これら事業への出資その他海外経済協力の促進に必要な業務を行なう特殊法人でありまして、昭和三十六年に発足以来、その業務が漸次拡大しつつあることは御承知のとおりであります。

最近、世界における開発途上にある地域に対する経済協力は、さきの国際連合貿易開発會議の開催等によりまして、ますますその重要性を増してきておりますが、このような低開発諸国の要請にこたえまして、先進諸国におきましても、経済協力を国際的規模において一そう強力に、かつ、効果的に推進しようとする動きが起つております。わが国にいたしましても、このような国際経済環境に對する経済協力を積極的に推進することは、この際、特に必要であると考えられるのでありまして、その意味におきまして、海外経済協力基金の資金量を増加することが時代の要請となつてきています。と考へる次第でございます。今回の改正案は、このような要請にこたえ、基金の業務活動の拡大に備へるために提案いたしましたものであります。

次に、改正案の内容について申し上げます。その第一点は、基金が政府から借入金をし、または債券を発行することができるようにすることです。基金は、従来國の一般會計からの出資金をもつて事業を行なつておりましたが、國の出資のみに依存する従来の方式だけでは財政事情等の面から十分ではありませんので、特に必要があるときは、資本金及び積み立て金の合計額を限度として基金が政府から資金運用部資金の貸し付けを受け、または債券を発行して、開発事業に對する貸し付け等の原資に充てることができるようにし、今後の基金の活動に遺憾なきを期した次第であります。

改正の第二点は、政府が基金の費用の一部を交付することができるようにすることです。

付することができるようにすることです。将来、基金の貸し付けがさらに長期かつ低利なものとなり、他方借り入れの増加に伴い基金の資金コストが上昇いたしました場合に、その運用収入をもつては所要の費用をまかなうことが困難となる事態も予想されます。このような場合に、政府がその費用の一部を交付することができることにして、基金の円滑な業務遂行に支障なからしめることとした次第であります。

なお、この機会に、監事の権限その他所要の規定の改正を行なうこととしております。以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、航空機工業振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしましたので、本日は政府委員から補足説明を聴取いたします。川出重工業局長。

○政府委員(川出千速君) 航空機工業振興法の一部を改正する法律案の補足説明を申し上げます。さきに御提出いたしました航空機工業振興法の一部を改正する法律案に関連して、中型輸送機YS11の國産化事業の経緯及び概要について若干の補足説明を申し上げます。中型ターボプロップ輸送機YS11の國産化は、わが國の航空機工業に關係あるものの總意により、昭和三十二年五月に設立された輸送機設計研究協會で基礎的研究が行なわれていたが、政府の助成のもとに、関係航空機メーカーの技術的能力を結集して、事業を強力に推進するため、航空機工業振興法の一部改正に

より、昭和三十四年六月にその中核体として、官民共同出資による特殊会社、日本航空機製造株式会社を設立し、YS11の設計、試作、製造、販売等に当たらせることにいたしました。

なお日本航空機製造株式会社の特徴としては、関係航空機メーカーの既存の設備の活用をはかり、過剰投資の弊害を避けるため、自己の生産設備を持たず、生産は日本航空機製造の管理のもとに機体会社、部品会社が発注を受けて、分担方式をとった点があげられます。日本航空機製造株式会社は、今日までに政府からの出資三十億円及び民間からの出資二十五億円の合計五十五億円をもってYS11の設計、試作等の開発事業を行なつてまいりました。すなわち、飛行性能及び装備品の機能を試験するための飛行試験機を二機、機体の強度及び疲労を試験するための地上試験機を二機、合計四機を製作し、各種の試験を実施いたしました。飛行試験機のうち試作第一号機は三十七年八月末に、試作第二号機は同年十二月末にそれぞれ初飛行を行ない、所期どおりの優秀な性能を得ることができたのであります。また地上試験機の二機による強度及び疲労試験も、すでにほとんどの項目を問題なく終了しております。これらの試験結果に基づき、昨年八月二十五日、運輸大臣から型式証明書が交付され、これによってYS11は実用機として国内航路に就航することができるようになり、試作開始はほぼ完了いたしました。

次に、YS11の製造販売等のいわゆる量産事業につきましても、試作機による試験を並行して着手することとし、昭和三十六年にエンジン材料、部品の手配を開始いたしました。現在量産事業計画としては、昭和四十六年までにYS11を百五十機の生産を予定しております。その需要内訳は、国内民需向けが九十機、官需が三十機、輸出向けが三十機を推定いたしております。現在までに三十五機分の製造を進めていますが、近期中に量産機の引き渡しを開始され、四月からは国内の航空会社の定期路線に就航の予定でございます。

このように量産事業は本格化の段階を迎えたのでありますが、これに要する資金量の増加に加えて、国内各航空会社との契約において、外国の競争機種との対抗上長期延べ払いを採用せざるを得ない等の事情により、その所要資金は一段と増加する見通しとなりました。物的担保能力に乏しい日本航空機製造株式会社は、その所要資金の大部分を政府保証による社債の発行によって調達しておりますが、このような所要資金の著しい増加により、現行の社債発行限度では四十年以降に於ける資金調達が困難になり、量産事業の遂行に支障を来すことが明らかとなったのであります。このような事態に対処するため、事業の資金繰り及び取支の長期見通しに基づき社債発行の限度を引き上げるよう措置する必要があると見られてきたので、ここに航空機工業振興法の一部を改正する法律案を提出し、御審議をお願いする次第でございます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で補足説明は終了いたしました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。

○岸田幸雄君 今回のこの法律改正案は、石油資源株式会社法が、海外の事業におきましても開発事業等ができることを明定しようとしておるのでございませぬが、現行法の第一条に「石油資源開発株式会社は、石油資源の開発を急速かつ計画的に行うことを目的とする株式会社とする。」か、よりに、規定してあるのではありませんか。これは内外を含んでおるのではないかと、このことが考えられるのでございませぬ。その点いかがでございますか。

○政府委員(大慈彌壽久君) 御指摘のように、石油資源の開発を急速かつ計画的に行なうということにつきましては、国内においてという限定をしておりませぬ。国内の開発を主に考えたという事情はあるようでございませぬが、解釈としては必ずしも国内に限定されないというふうに考えられます。

○岸田幸雄君 それから、今回の改正案の実行される当然の結果として、石油資源株式会社は、今後は海外においても石油及びガスの販売ができることになっておりますが、将来この会社が海外において石油等を販売することがある場合を予見してよろしゅうございませぬか。

○政府委員(大慈彌壽久君) お説のとおり海外においても販売することがあると考えられます。会社の趣旨からいいますと、原油供給源の分散による安定的な確保であるとか、そういう本来の国策的な趣旨からいいますと、国内に持ち込むということがおもなる目的とは思いますが、海外で販売することもあり得る、こういうふうに考えております。

○岸田幸雄君 現行法の第七条が今度改正されまして、第七条は、同会社の事業の範囲を規定しておる条項であります。その改正の結果、海外の開発事業ができることとなるのであります。これに伴っていつそのこと、第一条の会社の目的も改正して、国内開発と海外開発を行なうことを明瞭にしてはどうかと思つておる。この点より申せば、何ゆえに第一条の目的をも改正しなかつたのであります。その点をお伺いいたします。

○政府委員(大慈彌壽久君) 会社の目的でございますが、第一条にございませぬように、「石油資源の開発を急速かつ計画的に行なう」ということになっておりました。必ずしも国内だけに限らないというように考えられます。したがって、この目的を明瞭に交えまして、海外の事業も含むという規定のしかたがあるかと思つて、七条のほうで、石油資源の開発に關し必要な事業を通商産業大臣の認可を受けて営むことができる。

いろいろに明瞭に規定いたしますことによつて、事業の範囲も明確になるわけでございます。また、今回の改正を必要最小限度の改正にとどめたいというように考えましたので、今日の改正案では目的のほうは特に改正は行なわない、こういうことにはいたしたいと思つておるわけでございませぬ。

○岸田幸雄君 この石油資源開発会社が海外油田の開発について、現在インドネシアと交渉中であるというのを過日のこの委員会の補足説明で承つたのであります。その交渉はいかように進展しておるのございませぬか。開発計画の内容、経緯、進捗状況等について具体的に説明してもらいたいのであります。

なお、関連して何うのであります。現在の段階において、当石油資源会社と出支あるいは技術的援助等の関係のある会社があるのではありませんかと思つておるが、その点いかがでございますか。

○政府委員(大慈彌壽久君) インドネシアとの交渉については、補足説明の際申し上げましたが、現在三カ所について考えております。インドネシアのセラム島、これが一カ所でございます。それからカリマンタンの東部地域でございますが、これはプニール島とプニール沖というのが一カ所でございます。それからマハカム沖というのが一カ所でございます。それぞれインドネシアの石油公社のブルミガン、それからブルタミンという両石油公社と交渉を進めております。現在考えております規模は十一億円で探鉱開発を行なうと、こういうこととでございます。で、わがほうから交渉国が先般まいりまして、相手国の政府及び公社と検討しております。ただいま中断をいたしておりますが、また交渉が再開されるものと思つておる。開発されました原油は日本のほうに引き取りまして、原油で投資額を返済する生産分与方式と、原油が、本件もそのような生産分与方式によつて行なわれるものと考えております。

なお、石油資源開発株式会社がそれ以外で海外

の協力投資等があるかという御質問でございますが、それは北スマトラ石油開発株式会社が一億円の支出をいたしております。

○岸田幸雄君 いまのスマトラ開発会社には、通産省の元の幹部の人も役員として入っているのをごさいますか。

○政府委員(大慈彌壽久君) 入っております。

○岸田幸雄君 何名入っておりますか。

○政府委員(大慈彌壽久君) 事務関係で一名、それから技術関係で一名、取締役として入っております。

○岸田幸雄君 さらにこの海外油田の開発について伺いたのでありますが、この石油資源開発会社に対して、インドネシア以外の国からの申し込みがあるのでございますか。その点具体的な話がある相手方が現在あるのをごさいますか。

○政府委員(大慈彌壽久君) インドネシア以外の場所につきましても、イランであるとか、イラク、それからパキスタン、フィリピン、そういったところからいろいろ申し入れがございまして、一部の地域についてはすでに調査に参つた事例がございまして。

○岸田幸雄君 石油資源開発株式会社の昭和四十年年度の事業計画、開発計画の内容等につきまして、この機会におきまして御説明を伺いたしたのであります。

○政府委員(大慈彌壽久君) 石油資源開発株式会社の四十年年度の事業計画でございますが、最終的にはまだ決定をしておりませんで、検討中でございます。近く決定の予定でございますが、概略を申し上げますと、国内の探鉱部門で二十二億三千二百万円という探鉱を行なうと考えておられます。それから国内の開発部門では、開発規模をいたしまして三十億二千九百万円という考えておられます。生産は原油で二十八万キロリットル、天然ガスで四億一千立方メートルという程度を考えておられます。

○岸田幸雄君 石油資源開発会社が、その經理の内容を見てまいりますと、昭和三十五年度からは、当該年度に関する限り黒字が出てはおりますが、現在まだ約二十四億円の累積赤字をかかえておるのであります。この赤字解消のためにいかに方法をお講ずることになるか。また政府としてこれをいかに方法をお講ずるに解消させるお考えであるか。なおまた現在の計画では、一体いつごろになれば、何年度くらいになりましたら現在赤字になっておるこの収入支出の不均衡が好転いたしましたして、黒字になる予定であるのか、御説明願います。

○政府委員(大慈彌壽久君) 当社の經理状況でございますが、御指摘をいただきましたように、三十八年度末で二十四億の繰り越し欠損を持っておられます。最高になりましたのは三十四年度の三十四億でございますが、自後毎年若干の黒字でこの欠損を消してきて、三十四億から三十八年度二十四億と、こういふことになったわけでございます。その間、繰り越し欠損の税法上の特別の繰り延べ措置をいたしましたり、いろいろの対策を講じたわけでございますが、四十一年度の末には大体消せるのではあるまいかと、こういふふうに考えておりましたが、新潟地震の影響がございまして、多少のそごがございまして、この二十四億が全部消せるのはあと二、三年かかるのではあるまいかというふうに考えておられます。

○上原正吉君 この石油資源開発株式会社の資本金は幾らなのですか。

○政府委員(大慈彌壽久君) 百五十億円でございまして。

○上原正吉君 その出資者と出資金額の内容はどうなっていますか。

○政府委員(大慈彌壽久君) 正確には百五十六億九千三百万円でございますが、そのうちの過半数、六四・七%は国の出資でございます。大蔵大臣ということになっております。金額にいたしまして百一億五千六百万円という数字でございます。それ以外は帝園石油が四一%、それから石油精製の十四社で七・七%ということになって

おりまして、それ以外に銀行、保険、商社、ガスその他残りが埋められておりますが、パーセンテージからはごく少しでございます。

○上原正吉君 今度の改正で事業の拡大がいろいろやられるというふうにみえますけれども、資金の需要はどのくらいふりにまかなって行く計画ですか、これにたいしに思いますが。

○政府委員(大慈彌壽久君) 今回直接ふえますのは海外の開発でございますが、四十年年度につきましては、十一億円の規模でインドネシアの三方所をやろうと考えております。十一億円のうち、七億は国の出資によってまかないます。残りは自己資金によってやろうと考えております。

○上原正吉君 そりすると、この事業そのものはほとんど国営になると、内容は、こう考えられるのですが、取締役を二人増員するというのは、どんな必要から生じてくるのですか。

○政府委員(大慈彌壽久君) 現在取締役は七名でございますが、二名増員をいたしましたして九名にお願いをしておるわけでございます。二名のうちの一名は海外事業の開発ということで、これは大いに今後力を入れたらいいということで、これは大いに比へまして規模も大きくなり、事業も拡大したわけでございます。それに伴いまして、労働関係それから調査関係ということで、一名は労働、調査の分担ということで考えたわけでございます。

○上原正吉君 事業がだんだん拡大されて盛んになってくれば、なるほど人材が必要であることは議論の余地がありませんけれども、取締役の増員が必要だというのは私には理解しがたいんですが、なぜ増員されるものが取締役でなければならぬのか、これをひとつ御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(大慈彌壽久君) 海外の事業が本格化したとしますと、やはり会社の経営者として責任ある役員が海外との交渉に当たったり、あるいは事業の伸展について責任を持ってチェックをしていくといいますが、任に当たるといことが必

要ではあるまいかと考えます。それから国内の労働、調査というほうの一名でございますが、これも社内の拡充に伴いまして、責任のある立場で仕事をみてほしいと、こういふふうに考えます。労働関係も、この会社がスタートいたしましたときは二百名ほどでございましたが、現在昨年末で千二百七十名をオーバーしてございまして、役員はその当時のままの数でございますので、責任ある経営者といふことでぜひ増員をお願いしたいと考えておるわけでございます。

○上原正吉君 局長の話をお伺いすると、取締役でなければ責任を負えないように聞こえるのですが、そういうものではないかと私は思うわけですが、その事業の中核に立つものは取締役であるろうとなかろうと、ことごとく責任を負っているものと私は考えますので、国の資本でやるものが、取締役の増員を軽々しく行なう——軽々しくというと語弊があるかもしれませんが、私には軽しく見えるわけなんです、行なうなどということはどうも得心がいかないのです、もつとはつきり得心がいくように、取締役でなければこういう場合にはいけないのだと、事例をあげて御説明をいただくようにお願いしたいのです。

○政府委員(大慈彌壽久君) 十分な説明ができませんで恐縮でございますが、この会社は先ほど申し上げましたように、発足したときから十年間取締役としては七名でございました。取締役がそれぞれ分担をして事業の経営の任に当たる責任のある地位にありまして、事業の経営に当たるのは取締役でございます。それで、もちろんただいま御指摘いただきましたように、取締役以外のものもそれぞれ分担に応じて責任を持って会社経営に専心すべきでございますが、経営者は経営者といふことで、また取締役の責任は一より重いものがあるはずであらうと思っております。それで海外の事業部門が新たに加わったわけでございますが、現在のままでございまして、他の取締役の兼務といいますが、専任の役員は置かずといふうしかならぬわけでございますが、先ほど申し上げ

けましたように、相手方との交渉を担当するといふことになり、やはり取締役という事で専任のものが必要でございます。それから海外の事業がうまく行なわれていく、そういうことか

○阿部竹松君 二、三点お尋ねしますが、国内の石油の産出量ですね、消費量の二割か、三割しか産出しておらぬというように記憶しておりますが、その点はいかがですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 国内の生産でございますが、三十八年度原油で八十八万二千キロリットルというようになっております。したがって、輸入量は約七千五百万程度でありますから、一割ちょっとということになります。

○阿部竹松君 そこで重ねてお尋ねしたいのは、帝国石油とか、日本鉱業がいわゆる若干やっておりますが、しかし、この当会社も石油よりガスを多くやっているのじゃないですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 石油資源開発株式会社社の売り上げでございますが、三十八年度までは原油の売り上げのほうが天然ガスより多かったです。しかし、三十九年度に入りまして、天然ガスのほうが若干多くなるといふように見込まれております。

○阿部竹松君 何%。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 三月末まではまだ数字が出ておりませんが、十二月末でございますと、原油の売り上げのほうは十七億程度、それから天然ガスの売り上げのほうは十九億程度だと考えております。

○阿部竹松君 ガスと石油とは、石油は初めからやっておりますから、長い年月を経ている。ガスは石油よりおはいはずだが、スタートはおそくとも急激に追いついて、いまは追い越しておる。いま局長がおっしゃったガス、石油、それはい

ままのずつと合計した数字ですか。一年の数字だと思つてますが、その点はいかがですか。

○阿部竹松君 まあ百五十億の資産の会社が一年間に二十億の売り上げしかないということ、これは国が金を出しておるからいいよなもの、個人会社だったら百五十億の会社の売り上げが二十億なんというの全然成立しませんよ。そこで、外国から入ってくる石油のコストと、日本で生産する石油のコストはどのくらい差があるのですか。

○阿部竹松君 六千円というのは何の値段かね、原油か、揮発油か、石油かね、単に六千円と言われてもわからない。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 原油でございます。阿部竹松君 そうすると、外国とのいま価格の差を聞いたわけですが、これは原油ですと、原油にも相当差があるのですね。中近東から入ってくるのとあるいは東南アジアから入ってくるのと差がありますよ、どこの相場を言つておるのですか、あなた。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 六千円といふのは、国内の原油の販売価格、精製会社に売渡ししている価格でございます。輸入のほうは、日本の港に持ってきてまして、CIFで考えまして五千円をちょっと割つておる、そういう数字でございます。中近東が大半でございます。

○阿部竹松君 そりすると、千円の価格の差があるわけですから、わが国の経済は自由主義経済ですから、国内の千円高いのは使わぬということになりますね。それを通産当局の担当されている鉱山局長さんの行政指導でこれをなされておると思つておるのですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 現在は裏日本の製油所に入つておるわけですが、この引き取りにつきましては、いまの千円を何とか理めようという事で、関税の還付をいたしております。これは輸入の原油にかかりました関税のうちの一部を、このようにならぬ原油を引き取りました精製業者のほうに返すわけでございまして、これがキロリットル当たり六百八十六円になっております。そういうことで精製会社に引き取つてもらつておると、こういう状況に相なります。

○阿部竹松君 そりしますと、こういうことで、差益金というか、関税というか、目的税というか、何という名称か知りませんが、外国から入ってくる石油に一応賦課金をかけ、そして国内の石油資源、これは当社ばかりでないと思つて、帝国石油も、おそらく日本鉱業の場合もそうだろうと思つておる、そういうふうな方法でやつておるといふことですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) おっしゃるとおりでございます。

○阿部竹松君 次にお尋ねしますが、百五十億の資本でやつておられるというのですが、国から今日まで探鉱費、ボーリングその他の補助金、助成金、こういうものを相当額出しておると思つておる、その点は合計して幾らぐらい出しておられますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 百五十億のうち国の出資が百一億、百億ございまして、これが国の負担ということになっております。したがって、補助金等ではございまして、出資金ということで国が資金を投下しておる、こういうことでございます。

○阿部竹松君 いまの御答弁は上原委員の質問のときにあなたが答弁されたのでわかりました。六十何%国が出しておつて、その他合せて合計百五十一億云々という事はわかりました。そのほかに探鉱費、ボーリング、そういうことで国が幾らか出しておられますかということをお尋ねしておる。いまあなたの御答弁で、ないといふ

ことがわかりましたから、その次にお尋ねいたします。そうすると……。

○政府委員(大慈彌嘉久君) ちょっと補わしていただきます。

○阿部竹松君 わかつたからもうよろしい。その次にお尋ねするのは、たとえば鉱区を、ガスもやつておるわけですから、日本鉱業とかあるいは帝国石油その他の会社が持つておる、三井化学、三菱とか、そういう鉱区の提携はどういう方法でやつておるわけですか。たとえば新潟、見附あるいは長岡付近、いろいろ鉱区を各社で持つておられますね。しかし、鉱区の提携がなくて、そこへかつてはばらばらにボーリングをやる、そうすると資金のロスが非常に多いというように僕は判断する、この点はどうなんですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 会社の設立以来、帝国石油から相当の鉱区の譲り受けもございまして、現在はその分野といふのはだいぶはつきりしておるわけですが、開発については共同で開発をする、油の非常に多そうところは石油資源開発株式会社、ガスのほうは帝石と、そういうことで能率のよい探鉱を行なうようにいたしております。

○阿部竹松君 ところがですね、局長さんのほうがよく詳しいと思つておる、新潟へ行くと、あの鉱区を自動車会社まで持つておられますよ。それでその層が何枚あるかは別として、油、ガスの層がある。こちらは三井化学だ、こちらは自動車会社、新潟交通、こちらは帝石さんだ、一方はあなたのはうだ、あなたといつてはたいへん失礼ですが、日本石油資源開発株式会社ですが、てんでにそこら辺をボーリングして無計画なんだね。ですから、その整理統合を私は通産大臣等の指示によつてども一カ所にしてしまえと言つたほうが国のためにもなるし、この種の事業のためになると思つておる、それをやつておらぬですね。あなた局長になつて間もないからわからぬかもわかりませんが、それをどうするかということをお尋ねする。

○阿部竹松君 いまの御答弁は上原委員の質問のときにあなたが答弁されたのでわかりました。六十何%国が出しておつて、その他合せて合計百五十一億云々という事はわかりました。そのほかに探鉱費、ボーリング、そういうことで国が幾らか出しておられますかということをお尋ねしておる。いまあなたの御答弁で、ないといふ

○政府委員(大慈彌嘉久君) 実情を十分わきまえておりませんが、そういう事、そういう事、例も相当あるかと思ひます。天然ガスの探採補助金につきましては、三十九年度の一億から四十年度は四億にふやしまして、予算の御審議をお願いしておるわけですが、そういうことで私のほうの指導といいますが、そういうことも相当できると思ひますので、そういうものについては極力共同でやるか、そういう指導をさせていただきますかと思ひます。

○阿部竹松君 それじゃ天然ガスにしても石油にしても、四億や五億の金ではこれはどうにもならない。ボーリング二、三本したら二億や三億かかるわけですから、そのくらいのことだったらやめたほうがいいです。秋田県の油田だけでも、私の聞いているのは間違ひかもしれないですが、あそこを開發するのには百億かかるというのです。帝石さんでもあなたのほうでも、それから日本鋳業の船川製油所というのがあるのです。ああいうところでも百億なければやってくれませんというのです。初めはあそこに石油資源会社の油を当てにして、あるいは帝石のガスを当てにして工場を建てたところがある。金がありませんというので、石油会社のつたのはもちろんのことですが、それを当てにして、それを使うために建てたあらゆる産業がえらい迷惑をこうむったということをお聞いおるのですが、そういう点はないんですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 天然ガスについては、可燃性天然ガス資源開發五カ年計画というところで進めておりますが、予定ほど天然ガスが出ていないというのが実情でございます。三十八年度は、この五カ年計画によりますと二十億立米出る計画を立てていたわけですが、実際は十八億立米というところで、一〇%ほど下回ったわけでございます。そういう事情もございまして、秋田の地区とそれから新潟の地区、いずれも相当供給のほうに不足になりまして、需給が逼迫をいたしました。一部は重油のほうに切りかえるというような措

置を昨年当初とりました。それから今年の冬も需給の協議会を関係当局でつくりまして、緊急やむを得ないところから回していくというふうな需給調整をしたわけでありまして、今後そういう探採の事業でございまして、確実にとれだけやれるというのをはかりかねますが、極力資金を入れて開發に努力をしたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 この法律の改正は、国内でということをお改訂するわけですから、さいぜん岸田委員との応答があつたように、スマトラへ行くか、ジャワへ行くかわかりませんが、あるいは中近東へ行くよりなことにもなるわけですね。それと理事二名ふえるということになるんでしよう。七名以内のものを九名以内ということですからね。九名以内というように直しても、七名でもいいわけですが、おそらくあなたのほうで二名ふやしていくことなんでしょう。ですから、まあ二名ふやさなければ仕事ができないというのだったら、私は賛成できないが、ただ不思議でならないのは、さいぜん上原委員も質問されておつたように、一回に二十億や三十億の生産をする……、中小企業ですね、中小企業ですよ。国の金を百億も出すあれで、理事をふやさないややっていると、一回や二回やる仕事はきわめて微々たるもので、それで作業が単純でしよう。こんな単純な作業はないですよ。取締役か理事か専務か何かわかりませんが、三名くらいでできる、能力があれば、無能な者は何名集めてもしょうがない。二十億、三十億の金はビル一つ建ててもかかるわけですし、人数もほんのわずかでしよう。労働対策云々とあなたはおっしゃるけれども、単純な非原始的な産業ですよ、これは。製油所をやるわけじゃない。スマトラへ行っても向こうで製油所をつくって向こうで精製して持ってくるわけじゃない。原油で持ってくるわけじゃない。ですから、そういう点、まあきょうはこれで質問をやめますが、もう少し明確に、上原委員もおっしゃつておつたが、何

で必要なことと納得するよりに御説明願ひたい。単純な作業にお役人の数——まあこれは会社ですから役人じゃないでしようけれども、通産省あたりからおやめになって行かれる人があつかもされませんか、いまの副社長の岡田さんだつて、もと通産省におつた人ですから、あなたのほうも上がつかえてくる、大臣が来たときちょっと言わせていただくが、二十億くらいは中小企業の小のほうで、こんな会社に理事をふやしてなんている、それはとんでもない間違ひだとはくは思ひます。納得するよりの御説明をこの次の機会にいたしたいと思います。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 一つだけ私の説明が不十分でございましたので訂正させていただきますが、売り上げ高でございますが、三十八年度は五十六億八千万円でございます。先ほど十七億と十九億と申し上げましたのは、三十九年度の途中でございましたので、その数字だけ訂正させていただきます。

○委員(豊田雅幸君) 他に御発言なければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。本日はこれをもって散会いたします。午前十一時四十五分散会

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、海外經濟協力基金法の一部を改正する法律案  
海外經濟協力基金法の一部を改正する法律案(昭和三十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
海外經濟協力基金法の一部を改正する法律案(昭和三十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第十條に次の一項を加える。  
四 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は經濟企画庁長官に意見を提出することができる。  
第十三條を次のように改める。

(役員)の欠格事項)

第十三條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。  
第十四條第一項中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者に改める。  
第二十九條の次に次の三條を加える。  
(借入金及び海外經濟協力基金債券)  
第二十九條の二 基金は、その業務を行なうため必要な資金の財源に充てるため、特に必要があるときは、經濟企画庁長官の認可を受けて、借入金をし、又は海外經濟協力基金債券(以下「債券」といふ)を発行することができる。  
2 前項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。  
3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による。一般の先取特権に次ぐものとする。  
4 基金は、經濟企画庁長官の認可を受けて、債券の發行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。  
5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條から第三百一十條まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。  
6 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。  
(借入金等の限度額)  
第二十九條の三 前条第一項の規定による借入金

の現在額及び同項の規定により發行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第二十九條第一項に規定する積立金の額の合計額に相當する額をこえることとなつてはならない。  
(交付金)  
第二十九條の四 政府は、予算の範囲内において、基金に對し、その業務に要する費用の一部に相當する金額を交付することができる。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

五





昭和四十年三月十九日印刷

昭和四十年三月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局